

九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）による老人医療費の支給に関する事務であって規則に定めるもの（老人）

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	九度山町
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	94-1：高齢者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）による老人医療費の支給に関する事務であって規則に定めるもの（老人）
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		九度山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年九度山町条例第21号）別表第一第4の項 九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）による老人医療費の支給に関する事務であって規則に定めるもの（老人）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第1条	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、（高齢者）の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって（国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを）を目的とする。	この条例は、（老人）、乳幼児、重度心身障害児者、ひとり親家庭及びその他特別の事情を有する者に対し、各医療費の一部を支給することによりその者の（健康の保持及び増進を図り、もって福祉の向上に資すること）を目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		<ul style="list-style-type: none"> ・九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号） ・九度山町老人医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第11号）
--------------	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項14号	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第21条
事務の内容	介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第21条による老人医療費の受給資格申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項14号イ	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第5条第3項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項14号ハ	九度山町老人医療費の支給に関する規則第2条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第21条

事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第21条による老人医療費の受給資格申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
-------	---------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第5条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第5条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第5条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第5条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第5条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項14号	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第24条
事務の内容	介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第24条による老人医療費の受給資格の変更等の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項14号イ	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第5条第3項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項14号ハ	九度山町老人医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第11号）第2条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号	九度山町老人等医療費の支給に関する条例第24条
事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第24条による老人医療費の受給資格の変更等の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ1	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第5条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ2	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第5条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ3	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第5条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ4	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第5条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ5	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第5条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
備考		

届出情報

届出日	2023年12月21日
独自利用事務の対象者	67歳の誕生日の属する月の前月を経過し、かつ、70歳の誕生日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日を経過していない者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月22日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	